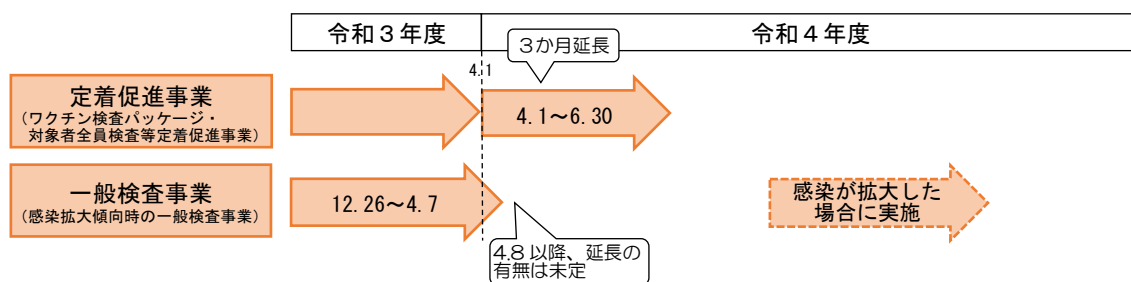


令和4年4月1日からの無料検査事業の変更点について

令和4年4月1日から、以下のとおり無料検査事業の変更となりますので、お知らせします。

1 定着促進事業の期間延長について

令和3年度末までとされていた「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（定着促進事業）について、令和4年6月末まで3か月間延長となりました。



2 定着促進事業の対象者及び検査種別について

令和4年4月以降、定着促進事業は、原則として、ワクチン3回目接種未了の方を対象に抗原定性検査により実施することとされました。

従来どおり、飲食、イベント、旅行・帰省等の予定があり、入店や入場、参加の際などに「検査結果通知書」を提示するために必要な検査が無料となる点は変更ありません。

例外として、3回目接種済みの方も受検できる場合

入店や入場、参加の際などに、ワクチン接種歴を問わず（3回目接種済みの方を含めて）、陰性の検査結果通知書提示を求められている場合

例) 高齢者施設△△に入所されている方への面会には、全員、陰性の検査結果通知書の提示が必要（対象者全員検査）

⇒ 3回目接種済みの方でも無料検査の受検が可能。

※接種証明書の提示又は陰性の検査結果通知書の提示を求められている場合には、3回目接種済みの方は、接種証明書の提示により面会できることから、無料検査の受検は不可。

※ワクチン・検査パッケージ制度では、ワクチン2回目接種から14日経過後の方を接種済みとして取り扱っていましたが、3回目接種済みの方には、3回接種を終えた直

後の方も含まれます。

例外として、PCR検査等を受検できる場合

- ・検査申込者が10歳未満
(鼻腔ぬぐい液の自己採取は困難でも、唾液の自己採取は可能である場合が考えられるため)
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を予定
(感染した場合のリスクの高い方との接触がある場合は、より精度の高いPCR検査等の実施が有効と考えられるため)

例) 高齢者施設△△に入所されている方への面会には、陰性の検査結果通知書の提示が必要。施設からは検査の種類(PCR検査等か抗原定性検査か)は問われていないが、受検者本人の希望により、PCR検査等の受検が可能。

※PCR検査等のみを実施している事業所が、新たに抗原定性検査を実施される場合は、あらかじめ「実施計画書の変更申請」をお願いします。県から変更計画承認書を送付して以降、抗原定性検査の実施が可能となります。

手続については、実施事業者向けHP3(3)を御参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensa.html#3-3>

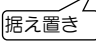
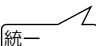
※一般検査事業について、変更はありません。従来どおり、ワクチン接種歴を問わず、感染不安のある県民の方が対象です。また、本人の希望により、PCR検査等、抗原定性検査どちらか一方を受検可能です。

3 検査単価の上限について

令和4年4月以降、PCR検査等を委託する場合の交付上限単価が8,500円から7,000円に引き下げられる予定でしたが、引き下げの時期が令和4年7月1日に延期になりました。

また、4月以降仕入れる抗原定性検査キットについては、交付上限単価が3,000円から1,500円に引き下げられることとなりました。

検査等費用支援部分の補助単価の上限額(各種経費3,000円を除く額)

検査の種類	～3.31	4.1～6.30	7.1～
抗原定性検査	3,000円	1,500円 	1,500円
PCR検査等(衛生検査所等に委託する場合)	8,500円	8,500円 	7,000円 
PCR検査等(委託以外)	医療機関 7,000円 衛生検査所 8,500円	7,000円 	7,000円

※抗原定性検査の上限引き下げについては、令和4年4月1日以降に仕入れた（納品された）キットが対象となります。

例1）3月中に納品された2,000円／個の抗原定性検査キットを4月に使用する場合

$$\text{補助単価} = \underline{2,000 \text{ 円}} + \text{各種経費 } 3,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 円}$$

（3月中に納品されたキットについては、4月以降も上限は引き続き3,000円です。）

例2）4月に納品された2,000円／個の抗原定性検査キットを4月に使用する場合

$$\text{補助単価} = \underline{1,500 \text{ 円}} + \text{各種経費 } 3,000 \text{ 円} = 4,500 \text{ 円}$$

（4月以降に納品されたキットについては、上限である1,500円までしか交付されません。）

※4月1日以降、抗原定性検査については検査単価の変更に伴う「実施計画書の変更申請」は不要とします（引き続き、PCR検査等については、各種経費3,000円を含めた検査単価が2割以上増減する場合は、実施計画書の変更申請をお願いします）。